

これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点

厚生労働省 老健局

ご議論いただきたい事項

- 本検討会取りまとめ（昨年11月）及び社会保障審議会介護保険部会における議論を踏まえ、本年6月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において所要の改正を盛り込んだところ（6月25日公布）。
- 本検討会においては、登録制の施行に向けてこれまでの議論を具体化すべく、**次に掲げる事項について、以下の観点を踏まえご議論いただきたい。**

- ・入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応
- ・現行の標準指導指針や、特定施設やサ高住における基準
- ・全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められること
- ・自治体や事業者等の事務負担や、登録制への円滑な移行
- ・自治体の介護保険事業（支援）計画における高齢者住まいの位置づけ 等

1 登録基準等について

- （1）登録基準
- （2）届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

- （1）自治体や事業者の事務手続き及び情報公表
- （2）介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

登録制の施行に向けた当面の進め方（案）

日程

議事

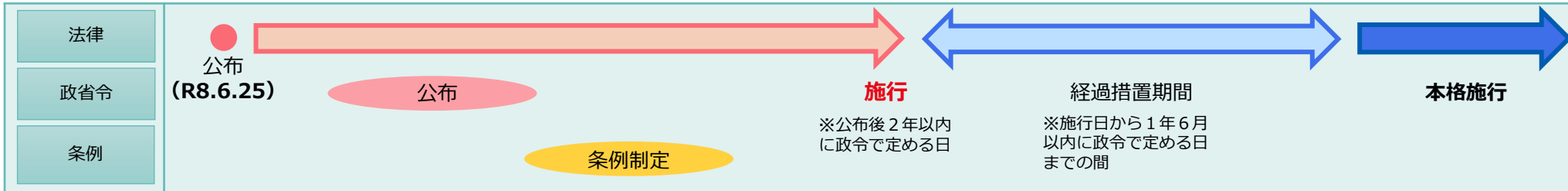
第8回	7月29日	○これまでの議論の経過及びご議論いただきたい論点 （登録基準、登録事務 等について） ※「社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立のご報告
第9回・第10回	9～10月頃	○前回のご意見を踏まえた議論
	秋頃	社会保障審議会介護保険部会への報告
	年内（予定）	政省令の公布

※本年6月に「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立（6月25日公布）

※登録制の施行日は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

新たな登録制度等の施行について

- 自治体や事業者等の事務負担の観点から、新たな登録制度等の移行については一定の準備期間が必要であるところ、「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行日・経過措置期間は以下のとおりである。



■社会福祉法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 ……ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 ……、第九条の規定（……）…… 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第二十五条 第三号施行日において現に第三号新老人福祉法第二十九条の十八第五項に規定する登録有料老人ホームに相当する有料老人ホームを設置している者であつて、次に掲げるものは、第三号施行日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日までの間（その者が当該期間内に第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録の申請をした場合には、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間）は、第三号新老人福祉法第二十九条の十六第一項の登録を受けないでも、当該有料老人ホームにおいて、同項に規定する登録有料老人ホーム事業を行うことができる。

一 第三号施行日前に第三号旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をした者

二 第三号施行日において現に高齢者の居住の安定確保に関する法律第九条第一項に規定する登録事業者に該当する者

第二十六条 第三号新老人福祉法第二十九条の十八第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、第三号施行日から起算して一年を経過する日（その日より前に同条第一項第三号の規定により条例が制定された都道府県にあっては、同日以前の当該条例で定める日）までの間は、同号の規定により条例で定められた基準とみなす。

（※）紹介事業者認定制度については、今年度に研究事業を行い、来年度に紹介事業者認定制度を開始予定

（参考）登録施設介護（予防）支援の創設に係る施行日は、公布後3年以内に政令で定める日

1 登録基準等について



(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（具体的な基準について）

- こうした一定の有料老人ホームについては、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要がある。
- また、併設介護事業所が提供するサービスや職員体制・運営体制との関係が曖昧にならないような基準を示す必要がある。
- こうした制度を導入する場合、事業開始前に満たすべき項目として、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要がある。
- 具体的には、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける必要がある。また、看取りまで行うとしている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要と考えられる。
- 特定施設と同様に、認知症ケア、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化、介護予防、要介護度に応じた適切な介護技術に関する職員研修も、既に何らかの介護関係の資格を有している場合等を除き、必要である。
- こうした基準等の策定に際しては、自治体ごとに解釈の余地が生じにくい具体的な形で規定する必要がある。また、各地域における実情を反映できるよう、一定の事項については参酌基準とすることが適切である。

（参入時の規制のあり方について）

- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要がある。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要である。

（ケアマネジメントのプロセスの透明化について）

- 入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、もしくは同一・関連法人や提携関係等のある介護サービス事業所やケアマネ事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることが考えられる。
- また、有料老人ホームにおいて、入居契約とケアマネジメント契約が独立していること、契約締結やケアプラン作成の順番といったプロセスにかかる手順書やガイドラインをまとめておき、入居希望者に対して明示することや、契約締結が手順書やガイドライン通りに行われているかどうかを行政が事後チェックできる仕組みが必要である。

（住まい事業と介護サービス等事業の経営の独立について）

- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。

これまでのご意見等

■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

（有料老人ホームにおける安全性及び質の確保）

- こうした制度を導入する場合、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した職員の配置基準、ハード面の設備基準、虐待防止措置、介護事故防止措置や事故報告の実施等について法令上の基準を設ける。

（いわゆる「囲い込み」対策の在り方）

- 有料老人ホームへの入居時に、入居希望者への自由なサービス選択が確保されることが重要であり、有料老人ホームと併設・隣接する介護サービス事業所が同一・関連法人、若しくは提携関係等にある場合において、居宅介護支援事業所やケアマネジャーの独立性を担保する体制の確保として、指針の公表、施設長・管理者への研修、相談担当者の設置等の措置を行うことが適当である。
- また、入居契約において、有料老人ホームと併設・隣接、若しくは同一・関連法人や提携関係のある介護サービス事業所や居宅介護支援事業所の利用を契約条件とすることや、利用する場合に家賃優遇といった条件付けを行うこと、かかりつけ医やケアマネジャーの変更を強要することを禁止する措置を設けることが適当である。
- 有料老人ホーム運営事業者が介護サービス等と同一・関連事業者である場合は、当該有料老人ホームの事業部門の会計と、介護サービス等部門の会計が分離独立して公表され、その内訳や収支を含めて確認できることが必要である。がある。また、看取りまで行っている有料老人ホームについては、看取り指針の整備が必要と考えられる。

関係規定

■老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）（社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後）

（登録の基準等）

第二十九条の十八 都道府県知事は、第二十九条の十六第一項の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

一 当該設置しようとする有料老人ホームにおける入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。

イ 書面による契約であること。

ロ 厚生労働省令で定める不当な条件を付さない契約であること。

二 当該設置しようとする有料老人ホームの設置者が、運営に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項を定めていること。

三 当該設置しようとする有料老人ホームが、登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの設備及び運営について都道府県の条例で定める基準に適合していること。

2 都道府県が前項第三号の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームに配置する職員及びその員数

二 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの入居者の介護保険法第八条第二十四項に規定する指定登録施設サービス等及び同法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等の適切な利用及び当該利用のための連絡調整その他の便宜の提供の適切な確保に関する事項

三 登録有料老人ホーム事業を行う有料老人ホームの運営に関する事項であつて、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

現行制度の比較（①全体像）

- 住宅型有料老人ホームは、介護サービスを提供しない生活支援付きの住まいであり、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）は、介護サービスを提供する住まいとして、認知症グループホームと同じ「居住系サービス」に該当。
- 今般の法改正は、住宅型ホームと特定施設入居者生活介護が機能的に近接していることを踏まえ、制度上の均衡確保を図るもの。このため、基準等についても、特定施設入居者生活介護の指定基準を参考とすることとしてはどうか。なお、住宅型ホームと特定施設入居者生活介護で実態上顕著な差異があるなど、参考とすることが難しい場合は留意が必要。

	住宅型 有料老人ホーム	特定施設 （「介護付き」有料老人ホーム）	サ高住（有料該当含む） （高齢者の居住の安定確保に関する法律）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
	事前届出制	事前届出制 指定制	登録制 ※登録を受けた場合、有料老人ホームとしての届出は不要	認可制 指定制
規制の在り方	・法令上の人員・設備基準なし ・欠格事由等なし	・指定基準を満たす事業者を指定 ・指定基準を満たさない事業者、欠格事由(処分歴等)のある事業者の不指定 ・総量規制に基づく不指定	・基準を満たす事業を登録 ・欠格事由（処分歴等）のある事業者による登録の拒否	・指定基準を満たす事業者を指定 ・指定基準を満たさない事業者、欠格事由(処分歴等)のある事業者の不指定 ・総量規制に基づく不認可
	・なし	・受託介護事業者、ケアマネ登録番号等の事前届出	なし	ケアマネ登録番号等の事前届出
	・報告徴収・立入検査 ・改善命令、入居者保護のため必要がある場合の事業制限・停止命令	・報告徴収・立入検査 ・勧告・公表 ・是正命令、是正命令に従わないことを理由とする指定取消し	・報告聴取・立入検査 ・訂正指示・是正指示 ・登録の取消し	・報告徴収・立入検査 ・勧告・公表 ・是正命令、是正命令に従わないことを理由とする指定取消し
透明性の	・老福法に基づく情報公表	・介護サービス情報・経営情報の公表	・登録事項の公示	・介護サービス情報・経営情報の公表
	・法令上の義務なし	・他事業との区分経理義務	・なし	・他事業との区分経理義務
在契約方の	・入居者への老福法に基づく開示義務	・入居者への重説書の事前交付・説明義務 ・文書による契約義務あり ・不当な解除条件の禁止	・書面による契約義務 ・病院への入院等による解除の禁止	・入居者への重説書の事前交付・説明義務 ・文書による契約義務あり ・サービス提供拒否の禁止

現行制度の比較（②人員配置）

- **特別養護老人ホーム**は、中重度者向けの入所施設であり、3：1の介護・看護職員と医師の配置が求められる。
- 軽度から重度まで幅広い状態像の高齢者を対象とする**一般型特定施設**においては、特養並みの介護・看護職員の配置が求められ、自立・軽度を中心に入居する**外部サービス提供型特定施設**は、介護サービスを外部委託し、生活支援や計画作成等をホーム職員が行うため、10：1の介護職員の配置を求めている。
- **住宅型有料老人ホーム**は、法令上の規定はないが、標準指導指針において入居者の実態に即し、夜間の介護・緊急時に対応できる数の職員を配置することとしており、自治体の指導指針において、夜間（24時間）の配置を求めている例も多い（59.3% ※令和6年度老健調査「多様化する有料老人ホームに対する指導監督のあり方に関する調査研究事業」）。
- **サ高住**（有料老人ホームに該当するサ高住を含む。）においては、状況把握・生活相談を行うため、少なくとも日中は、医療・介護の有資格者を置くことを求めている。

●：法令に規定

人員配置

住宅型有料老人ホーム	特定施設 （「介護付き」有料老人ホーム）	特定施設（外部サービス） （「介護付き」有料老人ホーム）	サ高住（有料該当含む） （高齢者の居住の安定確保に関する法律）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
・管理者	●管理者1〈兼可〉	●管理者1〈兼可〉	—	●管理者1〈兼可〉
—	—	—		●医師 必要数
	●介護・看護職 3:1〈介護・看護職 各常1以上〉 ※要支援者への介護予防サービス提供 のみの場合 10:1〈介護・看護職員 いずれか常1以上〉	●介護職員 10:1 ※要支援者への介護予防サービス 提供のみの場合 30:1		●介護・看護職 3:1〈常1以上〉
・入居者の実態に即し、夜間の介護・緊急時に対応できる数の職員を配置	●常に一以上の職員を確保	●常に一以上の従業者を確保 ※宿直時間帯を除く	●原則、夜間を除き状況把握及び生活相談サービスを提供する者の常駐 ※次のいずれかの者 ・社会福祉法人、医療法人、指定居宅サービス事業所等の職員 等 ・医師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、ヘルパー2級以上の資格を有する者 等 ●常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応。	●その他職員
・看護職員 必要数	●看護職員 30:1 〈常1以上〉	●看護職員 なし ※指導指針 必要数		●看護職員 30:1 等 〈常1以上〉
・生活相談員	●生活相談員 1以上〈常1以上〉 100:1	●生活相談員 1以上〈専従・常勤〉 100:1		●生活相談員 100:1〈常1以上〉
・栄養士	※栄養士（指導指針）	※栄養士（指導指針）		●栄養士1以上※特例あり
なし	●機能訓練指導員1以上〈兼可〉	なし		●機能訓練指導員1以上〈兼可〉
なし	●計画作成担当者1以上〈兼可〉	●計画作成担当者1以上〈兼可〉		●計画作成担当者1以上〈兼可〉g

現行制度の比較（③設備）

- **居室**については、種別問わず原則個室であり、1人当たりの居室面積は、
 - ・ 特別養護老人ホームは10.65㎡以上、
 - ・ 特定施設（一般型、外部サービス提供型）は「適切な広さ」
 - ・ 有料老人ホームは法令上の規定はないが、標準指導指針において13㎡以上とされている（基本的に各自治体の指導指針において踏襲されているが、一部厳格化している自治体もある）
 - ・ サ高住は原則25㎡以上としている。
- **共用部**については、重度者が多い特別養護老人ホームや一般型特定施設において、要介護者に対応するためのより手厚い設備基準（医務室、機能訓練室、介護居室、静養室、廊下幅等）が求められている。外部サービス利用型特定施設については、自立・軽度からの入居を想定しているため、設備基準は緩やかとなっている。

●:法令に規定

設備

住宅型有料老人ホーム （指導指針）	特定施設 （「介護付き」有料老人ホーム）	特定施設（外部サービス） （「介護付き」有料老人ホーム）	サ高住（有料該当含む） （高齢者の居住の安定確保に関する法律）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
・ 原則個室、13㎡以上（9人以下の民家改修型は緩和規定あり） ・ 一時介護室 ・ 浴室 ・ 洗面設備 ・ 便所 必要数 ・ 車椅子が円滑に移動することが可能な廊下幅 - 一個室で床面積18㎡以上 - 片廊下：1.4m以上 - 中廊下：1.8m以上 - 一上記以外の場合 - 片廊下：1.8m以上 - 中廊下：2.7m以上 等	● 原則個室（適切な広さ） ● 一時介護室 ● 浴室 ● 便所 階ごと ● 食堂 ● 機能訓練室 ● 車椅子が円滑に移動することが可能 等	● 原則個室（適切な広さ） ● 食堂（居室25㎡以上であれば不要） ● 浴室 ● 便所 階ごと ● 車椅子が円滑に移動することが可能 等	● 個室（床面積原則25㎡） ※共用部分に共同して利用する設備を備える場合の緩和規定あり ● 台所 ● 水洗便所 ● 収納設備 ● 洗面設備 ● 浴室 ● 介助用の車椅子で移動できる幅の廊下 等	● 原則個室 ● 床面積 ● 静養室 ● 浴室 ● 洗面設備 ● 便所 階ごと ● 医務室（診療所） ● 食堂 ● 機能訓練室 ● 廊下幅 - 片廊下：1.8m以上。 - 中廊下：2.7m以上 等

現行制度の比較（④運営に関する事項）

- **特別養護老人ホーム**や**特定施設**に対しては、介護保険法上、介護職員や介護サービスの内容に関して都道府県等への報告が義務づけられている。
- **住宅型有料老人ホーム**については、老人福祉法に基づき有料老人ホーム情報の都道府県知事等への報告義務はある。また、介護サービス情報（提携介護事業所や入居者の介護度等に関する情報等）については、標準指導指針に規定されているものの義務とはなっていない。また、標準指導指針において、特定事業者からのサービス提供に限定・誘導しないことが定められている。

●：法令に規定

	住宅型有料老人ホーム	特定施設 （「介護付き」有料老人ホーム）	特定施設（外部サービス） （「介護付き」有料老人ホーム）	サ高住（有料該当含む） （高齢者の居住の安定確保に関する法律）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
（都道府県による情報公表） 報告義務	介護サービス情報の都道府県への報告	- 介護サービス情報の都道府県への報告義務 - 従業者一人当たりの利用者数 - 職員への研修等の実施状況 等		登録事項の都道府県への報告	- 介護サービス情報の都道府県への報告義務・従業者一人当たりの利用者数 - 職員への研修等の実施状況 等
経営情報の公表義務	●有料老人ホーム情報の都道府県知事への報告義務 ・介護等の内容 ・運営状況 等	●有料老人ホーム情報の都道府県知事への報告義務 ・介護等の内容 ・運営状況 等		—	
保全措置義務	義務なし	●介護サービス事業者経営情報の都道府県への報告義務		義務なし	●介護サービス事業者経営情報の都道府県への報告義務
前払金の関係	●保全措置義務あり	●保全措置義務あり		●保全措置義務あり	—
介護サービス事業者との関係	・近隣の介護サービス事業所について、入居者に情報提供すること ・入居者の介護サービスの利用にあつては、特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導しないこと ・入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと	—		—	—

現行制度の比較（⑤指導監督・罰則等）

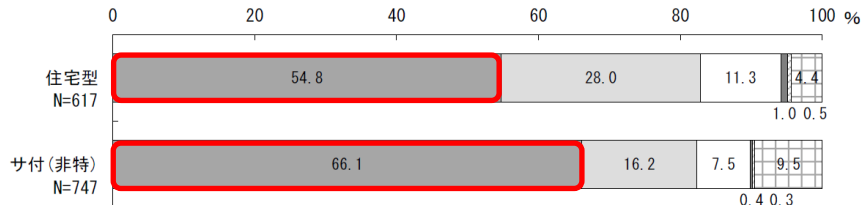
- 開設にあたって、特別養護老人ホームは老人福祉法上の「認可」及び介護保険法上の「指定」を、特定施設は介護保険法上の「指定」を受けなければ事業を行うことができません、また、指定権者である都道府県等において、欠格事由や連座制、総量規制を根拠とする指定・更新の拒否が可能となっている。
- 一方、住宅型有料老人ホームは「届出」であり、指導指針等に適合しない場合であっても都道府県等は届出を拒むことができない。
- 特別養護老人ホームや特定施設に対する行政処分としては、介護保険法に基づく指定取消等が設けられている。住宅型有料老人ホームに対する行政処分としては、老人福祉法に基づく事業制限・停止命令が設けられている。

	住宅型有料老人ホーム	特定施設 （「介護付き」有料老人ホーム）	特定施設（外部サービス） （「介護付き」有料老人ホーム）	サ高住（有料該当含む） （高齢者の居住の安定確保に関する法律）	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
許認可等	事前届出義務	指定		登録制 ※登録を受けた場合、有料老人ホームとしての届出は不要	認可・指定
欠格事由 拒否等	なし	あり ※連座制 ※総量規制による不指定あり		あり（登録の拒否） ※連座制	あり ※連座制 ※総量規制による不認可
指定等の 更新	なし	6年		5年	6年
報告徴収 立入検査	あり	あり		あり	あり
勧告 公表	なし	あり		なし	あり
是正命令	なし	あり		あり（訂正指示・是正指示）	あり
改善命令	あり	なし		なし	なし
事業制限 停止命令	あり	あり（届出事業者として）		なし	なし
指定等の 取消	なし	あり		あり（登録の取消）	あり
罰則	（老人福祉法） ・事業制限・停止命令違反: 1年 以下の拘禁刑又は100万円以下の 罰金 ・改善命令違反: 6月以下の拘禁 刑又は50万円以下の罰金 ・未届、虚偽報告等:30万円以下 の罰金	（介護保険法） ・立入検査等を忌避した場合：30万円以下の罰金 等		・登録事項の変更・地位承継・事業の廃止等の届出を怠った場合又は虚偽の届出を行った場合 ・未登録でサ高住の名称を用いた場合 ・立入検査等の忌避、虚偽の報告・答弁等 ：30万円以下の罰金 等	（介護保険法） ・立入検査等を忌避した場合：30万円以下の罰金 等
		（老人福祉法） ・未届、虚偽報告等:30万円以下の罰金 等			
広域調整 に関する 国の権限	緊急時における厚生労働大臣の事務執行権限	緊急時における厚生労働大臣の事務執行権限		なし	なし 12

住宅型有料老人ホームやサ高住における職員・有資格者の配置状況

- 住まいに専従の職員を配置している施設は、住宅型が54.8%、サ高住は66.1%であった。

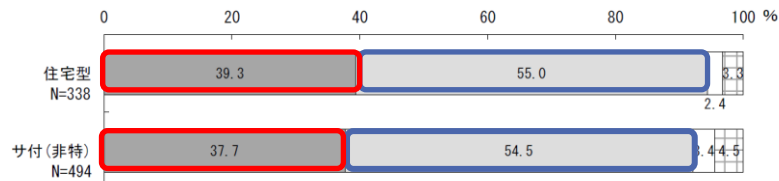
図表 41 住まいの職員の配置状況
(特定施設の指定を受けていない施設のみ)



- 住まいに専従の職員(フロント、コンシェルジュ、住宅スタッフ、管理人等)を配置
 - 時間単位のシフトで住まい担当を配置(住まい内で勤務)
 - 住まいの職員は配置しておらず、併設・隣接事業所の職員が兼務で対応
- 住まいの職員は配置しておらず、併設・隣接以外の関連法人の事業所の職員がコール対応
- 住まいの職員は配置しておらず、別の場所にあるセンター等からモニター管理
- その他
- 無回答

図表 43 介護の資格を有する職員

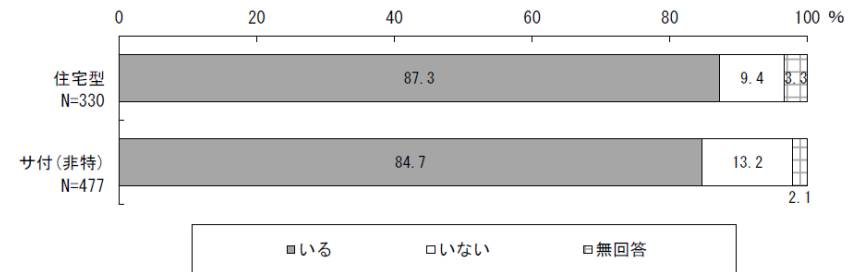
(特定施設の指定を受けていない施設で、問6(1)で「住まいに専従の職員を配置」と回答した施設のみ)



- 住まいで勤務するすべての職員が保有
- 一部保有している職員がいる
- 保有している職員はいない
- 無回答

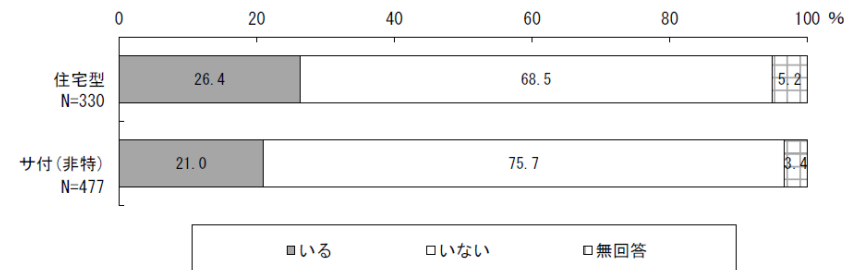
図表 45 うち介護福祉士

(特定施設の指定を受けていない施設で、問6SQ(1)~2で介護の資格を「保有している職員はいない」と回答した施設を除く)



図表 46 うち研修を受け、たんの吸引等の医療処置ができる介護職員

(特定施設の指定を受けていない施設で、問6SQ(1)~2で介護の資格を「保有している職員はいない」と回答した施設を除く)

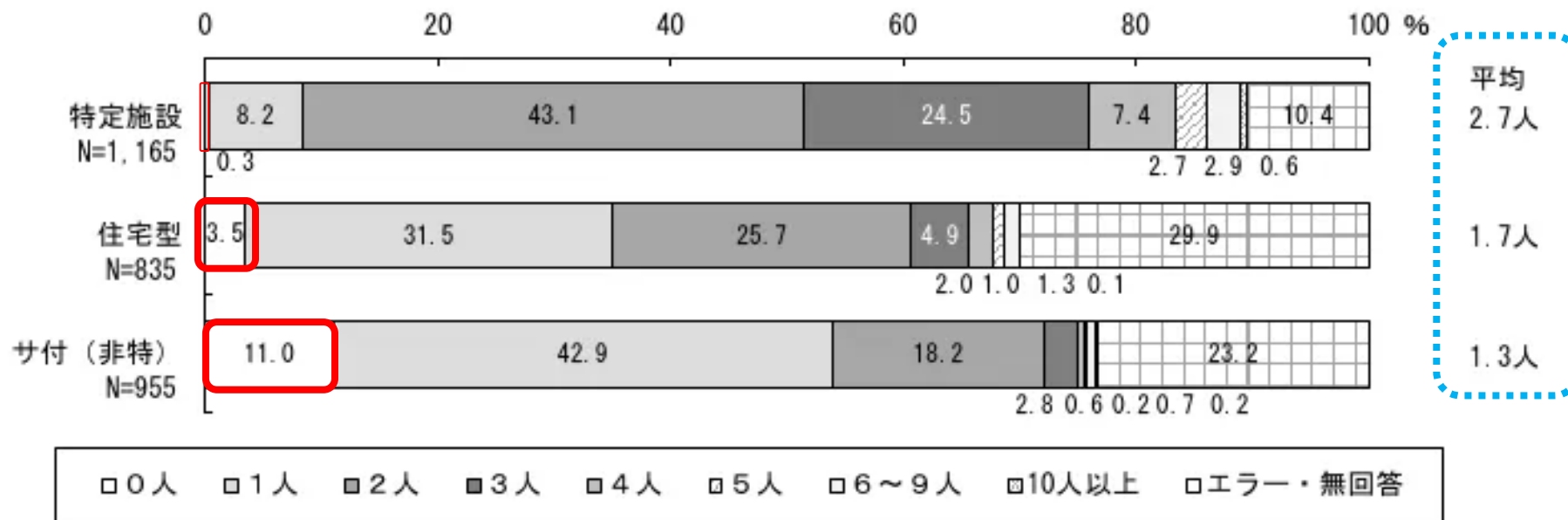


高齢者向け住まいにおける夜間の職員配置状況

- **夜間の職員数（夜勤又は宿直）**について、「0人」が、特定施設で0.3%、住宅型有料老人ホームでは3.5%、サ高住が11%であった。
- **1施設当たりの夜間の平均職員数**は、特定施設で2.7人である一方、住宅型有料老人ホームが1.7人、サービス付き高齢者向け住宅が1.3人であった。

図表 65 夜間の職員数

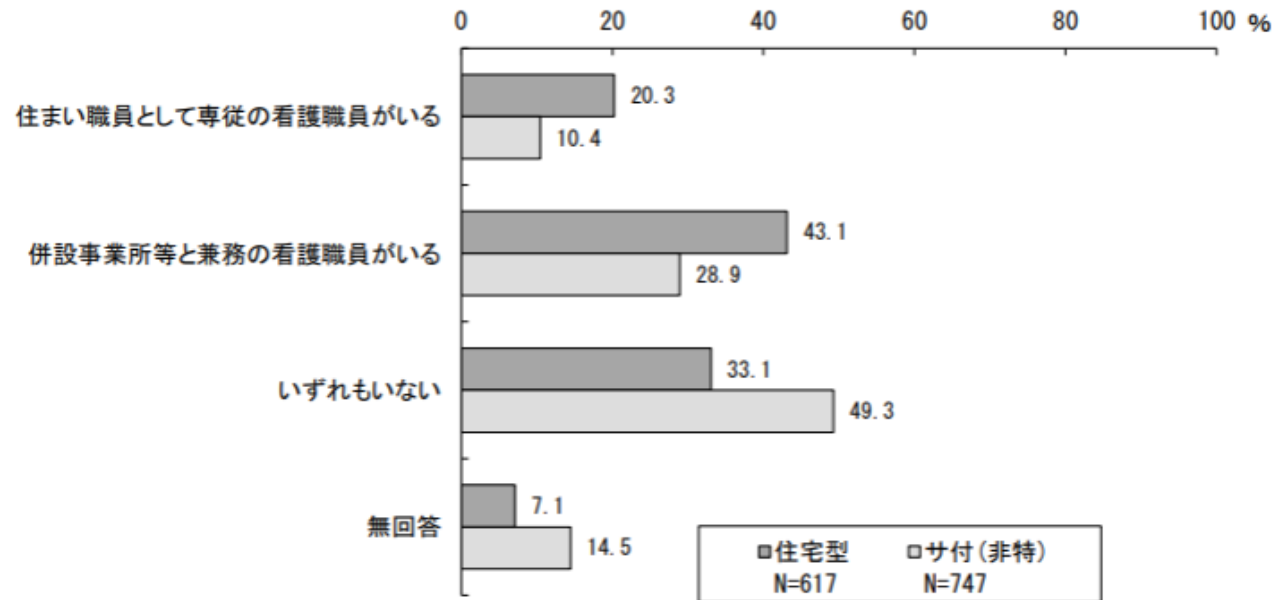
<夜勤・宿直合計(実人数)>



看護職員の配置状況

- 看護職員の配置状況は、住宅型有料老人ホームでは「併設事業所等と兼務の看護職員がいる」が最も多く、43.1%を占めたのに対し、サ高住（非特定）では「いずれもない」が最も多く、49.3%であった。
- 「住まい職員として専従の看護職員がいる」割合は、住宅型有料老人ホーム20.3%、サ高住（非特定）10.4%であった。

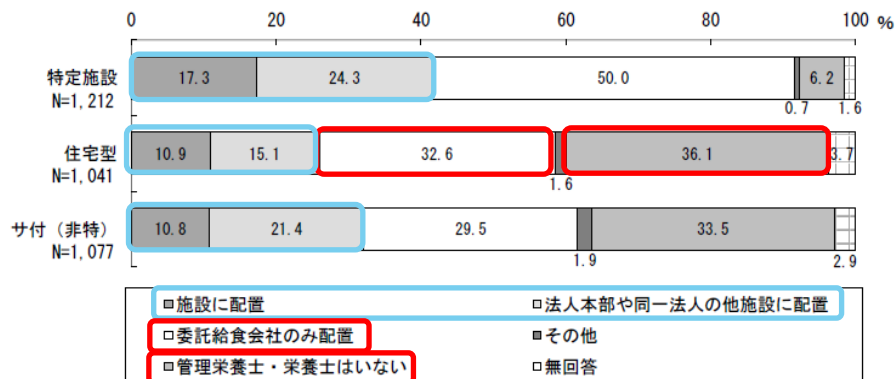
図表 47 看護職員の配置状況（複数回答）
（特定施設の指定を受けていない施設のみ）



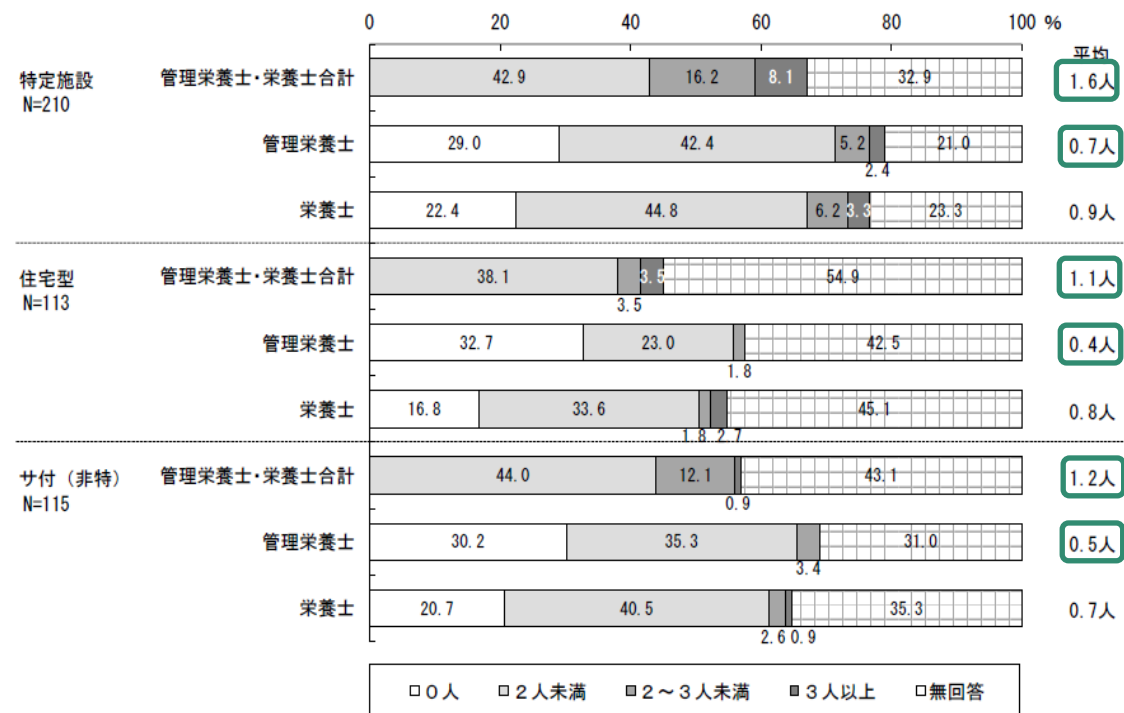
管理栄養士・栄養士の配置状況

- 住宅型有料老人ホームにおいて、「管理栄養士・栄養士はいない」が最も多い36.1%を占め、次いで「委託給食会社のみ配置」と回答した割合が32.6%と2番目に多かった。
- 「施設に配置」と「法人本部や同一法人の他施設に配置」を合わせた割合は、特定施設41.6%、サ高住（非特）32.2%、住宅型有料老人ホーム26.0%の順番で多かった。
- 常勤換算数の管理栄養士・栄養士の合計及び管理栄養士の平均人数については、いずれも、特定施設、サ高住（非特）、住宅型有料老人ホームの順番で多かった。

【管理栄養士・栄養士の配置状況】



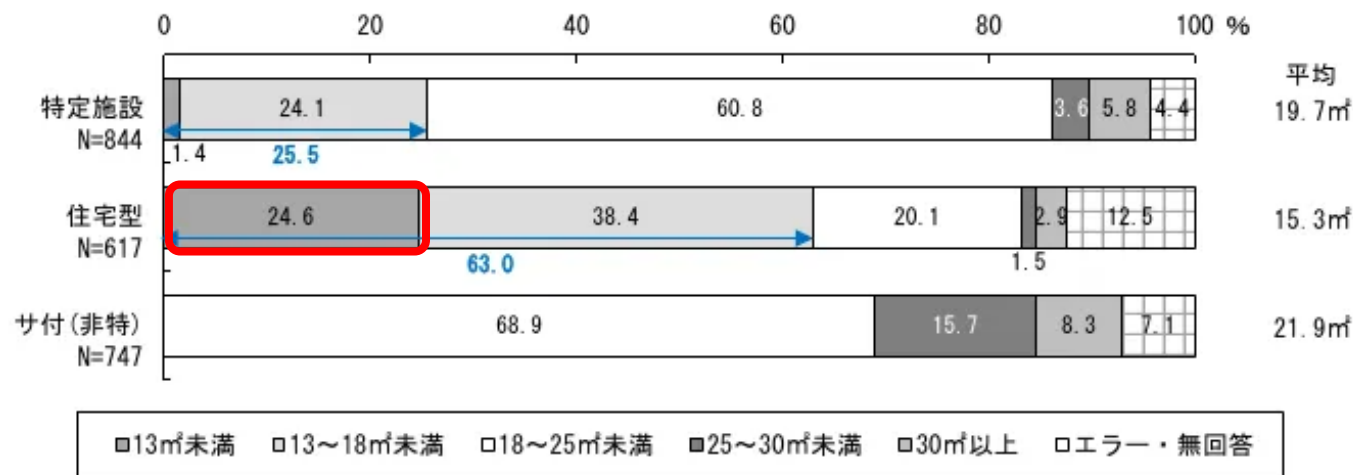
【管理栄養士・栄養士の人数（常勤換算数）】



最多居室（住戸）面積

- 住宅型有料老人ホームの最多居室面積は18 m²未満が 63.0%を占め、平均面積も 15.3 m²と、特定施設（19.7 m²）やサ付（非特定）（21.9 m²）と比べて狭い。
- また、住宅型有料老人ホームにおいて、13 m²未満のホームが24.6%を占めている。

図表 25 最多居室(住戸)面積

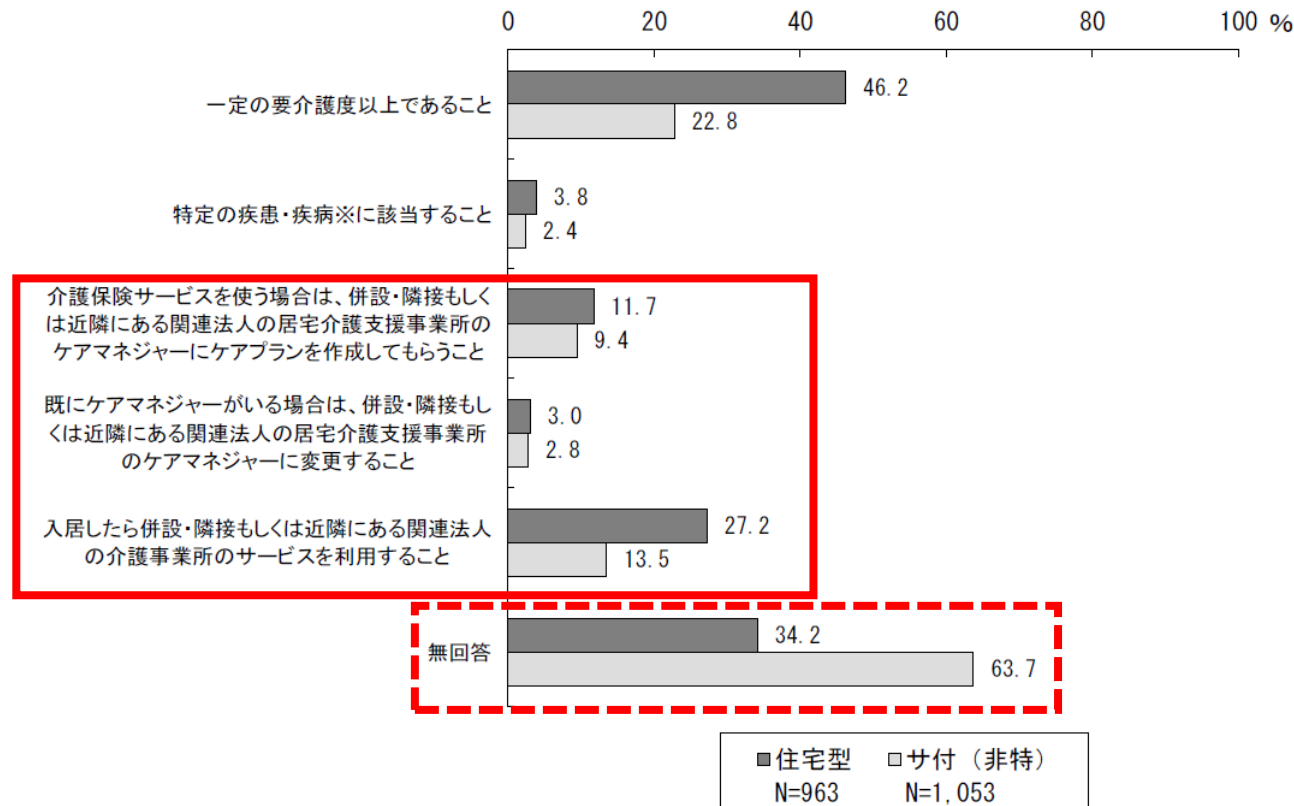


注) 上記グラフの矢印部分の割合が各カテゴリの合計値と一部一致していないのは、小数点第二位を四捨五入していることによる

住宅型有料老人ホーム等における入居要件の実態 (併設・隣接等の介護・医療サービス事業所の利用等)

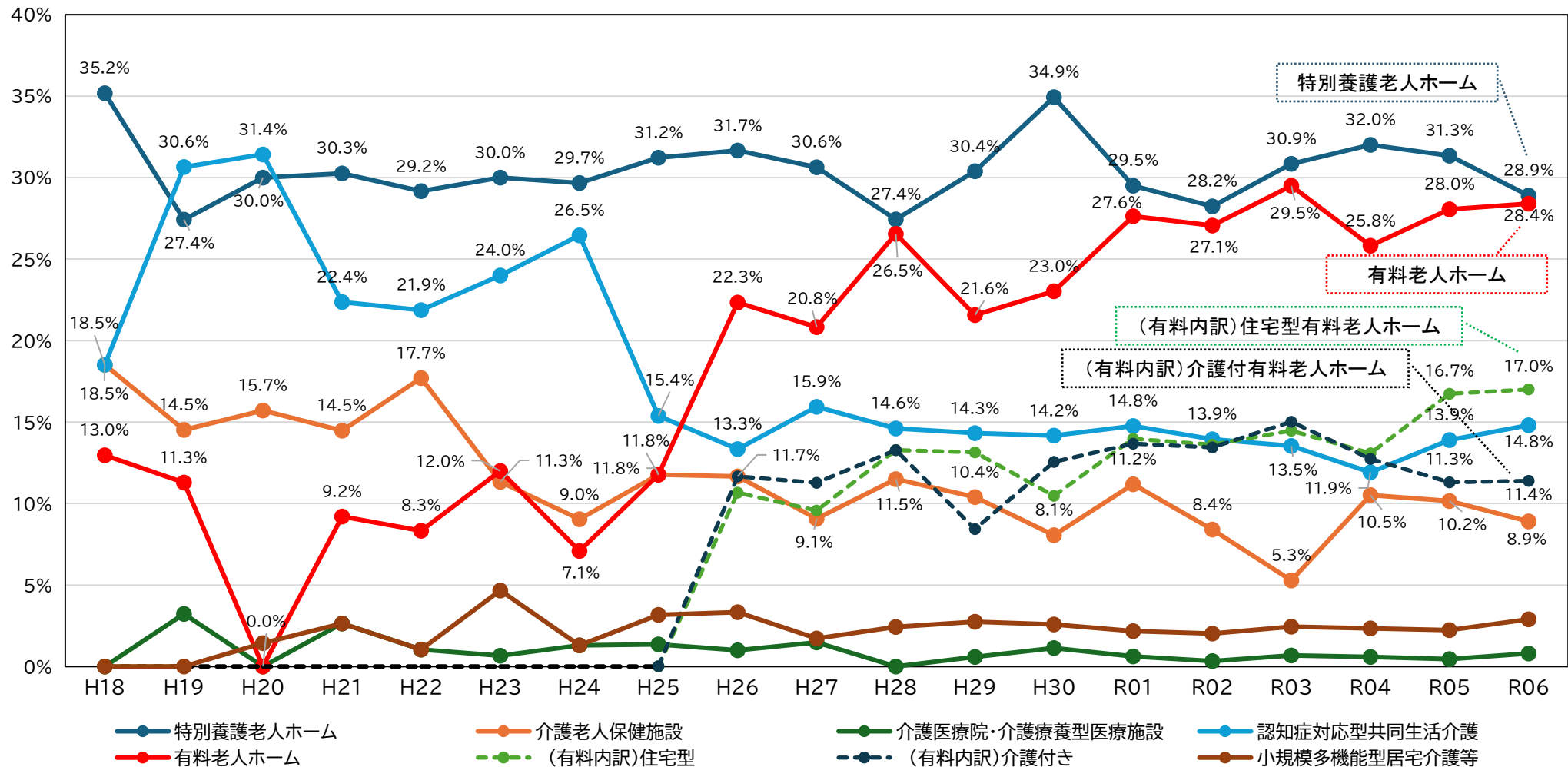
- 介護保険サービスを使う場合は、併設・隣接もしくは、関連法人の居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランを作成してもらうことを入居要件としている住宅型有料老人ホームは11.7%、サービス付き高齢者向け住宅は9.4%。
- 入居したら併設・隣接もしくは関連法人の介護事業所のサービスを利用することを入居要件としている住宅型有料老人ホームは27.2%、サービス付き高齢者向け住宅は13.5%。

図表 108 入居の要件としていること(複数回答)
(特定施設の指定を受けていない施設のみ)



養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較

- 養介護施設従事者等による虐待判断件数の施設種別構成比の経年比較をみると、**特別養護老人ホームが最も多いが減少傾向、次いで有料老人ホーム（内訳では住宅型有料老人ホーム）が多く、近年増加傾向。**



※グラフは一部サービスを抜粋

出典:高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書,令和7年3月,p40.

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果,資料2,p7.

有料老人ホームにおける事故報告の取扱い

【事故発生時の対応】

- 介護保険施設等（介護付有料老人ホームを含む。）においては、基準省令（※1）に基づき、サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずることとされている。
- 住宅型有料老人ホームを含む有料老人ホームについては、標準指導指針（局長通知）（※2）において、介護保険施設と同様の対応を取るべきことを技術的助言として示している。
- また、自治体によって、介護保険施設に求める事故報告の基準が様々であったことを踏まえ、国において標準的な事故報告様式を作成するとともに、①死亡に至った事故、②医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故は原則として全て報告することとしている（介護保険施設等における事故の報告様式等について（令和3年3月19日付関係課長通知））。本報告様式については、介護保険施設のみならず特定施設、有料老人ホーム、サ高住等においても積極的に活用いただくこととしている。

【事故情報等の収集・分析・活用】

- 令和6年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護事業所における事故発生の防止を推進する観点から、国における事故情報の収集・分析・活用による全国的な事故防止のPDCAサイクルを構築することを見据え、事故情報を一元的に収集し、国・都道府県・市町村がそれぞれアクセスできるデータベースの整備を検討していくべき」との指摘。
- 今後、介護事業所のみならず、有料老人ホームをはじめとする高齢者住まいも含めた検討が必要。

（※1）指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）

（事故発生時の対応）※192条の規定により、特定施設入居者生活介護の事業に読み替え

第三十七条 指定特定施設入居者介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（※2）有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号局長通知）（抄）

(9) 事故発生時の対応

有料老人ホームにおいて事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

一 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、指定都市又は中核市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。

二 前号の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

三 設置者の責めに帰すべき事由により、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 登録基準については、特定施設やサ高住との均衡に配慮しつつ、高齢者の尊厳の保障、サービスの質の確保といった観点から、職員体制や運営体制に関する一定の基準を法令上設ける必要がある。
- また、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、一定以上の介護等を必要とする高齢者が居住する住まいであることを踏まえた人員・施設・運営等に関する基準を設ける必要がある。
- 今般の改正後の老人福祉法において、都道府県が登録基準（条例）を定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準について、人員配置・適切な介護サービスの利用等の確保に関する事項・運営に関する事項の一部（入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの）は従うべき事項、設備に関する事項その他の事項は参酌する事項とされている。

論点

- 入居者の尊厳や安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、登録基準を設けることが必要ではないか。
- 登録基準については、現行の標準指導指針を一つの基準としつつ、特定施設やサ高住との均衡に配慮しながら定める必要があるのではないか。
- その際、入居者の処遇や安全性の観点から、介護・医療ニーズや夜間における火災・災害等緊急時の対応を想定した基準が必要ではないか。
- 一方で、ホームによる指導指針の遵守状況や職員の配置の実態、その他の実情を十分に踏まえる必要があるのではないか。また、基準の遵守に際して時間を要する場合には一定の配慮が必要ではないか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準



(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について）

- この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームとすることが考えられる。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや軽度の高齢者のみが入居しているが、中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化するとともに、入居者の状態に応じた基準を設ける枠組みとすることも考えられる。
- 有料老人ホームについて、利用者の選択に資するとともに、自治体が適切に判断・把握ができる仕組みが必要である。この観点から、全ての有料老人ホームに対し、契約書に入居対象者（入居可能な要介護度や医療の必要性、認知症、看取り期の対応の可否）を明記し、公表するとともに、自治体に提出する事業計画上記載することを義務付ける必要がある。

■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制を導入することが適当である。この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者等を入居対象とする有料老人ホームとすることが適当である。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや、軽度の高齢者のみが入居しているが中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて入居者の尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化する必要がある。なお、入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであり、全ての有料老人ホームを事前規制の対象にすべきとの意見があった。

■老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）（改正後）

（遵守事項）

第二十九条の十二 厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるものとする。

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであり、社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の老人福祉法において、「厚生労働大臣は、入居者の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持のため、厚生労働省令で、有料老人ホームの設置者がその介護等の供与の方法に関し遵守すべき事項を定めるもの」とされている。

論点

- 登録制の対象とならない有料老人ホームにおいても、入居者の尊厳や安全性等の確保のため、サービスの質や事業運営の透明性に関し、遵守すべき事項を定めることが必要ではないか。
- 遵守すべき事項については、現行の標準指導指針をベースに、登録基準に盛り込む事項を参照しつつ、入居者の処遇や安全性の観点から定めることが必要ではないか。
- 一方で、ホームによる運営の実態等を十分に踏まえる必要があるのではないか。また、遵守に際して時間を要する場合には一定の配慮が必要ではないか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について



(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（参入時の規制のあり方について）

- 導入される制度は、公平性の観点から、新設の有料老人ホームだけでなく、既存の有料老人ホームで要件に該当するものに対しても適用される必要がある。その際、既存の有料老人ホームが新たな制度へ移行するに当たっては、有料老人ホーム事業者における対応の検討や体制等の整備、また、都道府県等の事務負担に鑑み一定の経過措置が必要である。
- その場合、有料老人ホームに該当するサ高住や特定施設の指定を受けた「介護付き」有料老人ホームについて、サ高住の登録内容や特定施設の指定申請事項と、有料老人ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理することが必要である。

（情報公表の充実について）

- 入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料老人ホームの情報公表システムが必要である。有料老人ホーム運営事業者の事務負担にも配慮しつつ、入居希望者やその家族が必要とする前述のような情報を条件検索できるようにした上で、抽出したり条件により並び替えられる機能を盛り込んだり、数値等をグラフ化して視認性を高めるといった工夫が考えられる。
- こうした情報公表システムの充実が求められるところ、現状の介護サービス情報公表システムに登録されている「住宅型」有料老人ホームの件数が十分でないことを踏まえ、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムと同様の仕組みの導入を含めた利用促進等を検討する必要がある。

現行の有料老人ホームの届出事項・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項

有料老人ホーム		サービス付き高齢者向け住宅	
老人福祉法	老人福祉法施行規則	高齢者の居住の安定確保に関する法律	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
施設の名称及び設置予定地	設置者の登記事項証明書又は条例等	商号、名称又は氏名及び住所	サービス付き高齢者向け住宅の名称
設置者の氏名・住所又は名称・所在地	事業開始の予定年月日	事務所の名称及び所在地	竣工の年月
	施設の管理者の氏名・住所	法人である場合はその役員の氏名	入居契約の形態
	供与される介護等の内容	未成年者である場合は法定代理人の氏名及び住所	建物・土地に関する権利の種別・内容
	建物の規模・構造・設備の概要	住宅の位置	委託先事業者の商号、名称又は氏名、住所及び委託契約に係る事項
	建築基準法に基づく確認書類	住宅の戸数	基準に適合することを誓約する旨
	設置者の直近の事業年度の決算書	住宅の規模	住宅の維持・修繕に関する計画
	施設の運営の方針	住宅の構造及び設備	終身建物賃事業の認可・届出の有無
	入居定員・居室数	入居者の資格に関する事項	更新の申請日から過去1年間における入居者の数及び退去者の数
	職員の配置の計画	高齢者生活支援サービスの内容	併設又は隣接する高齢者居宅生活支援施設の名称、位置及び種類
	前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額	入居者から受領する金銭に関する事項	特定施設入居者生活介護等の指定の有無
	保全措置を講じたことを証する書類	家賃等の全部又は一部を前払金として受領する場合の概算額及び保全措置に関する事項	保健医療サービスを提供する場合の提供体制に関する事項
	一時金の返還に関する契約の内容	入居開始時期	運営方針
	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	高齢者居宅生活支援事業者と連携・協力する場合の連携・協力に関する事項	基本方針や自治体の高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものである旨
	長期の収支計画		欠格要件に該当しないことを誓約する旨
	入居契約書及び重要事項説明書		未成年者である場合は法定代理人が欠格要件に該当しない者であることを誓約する旨

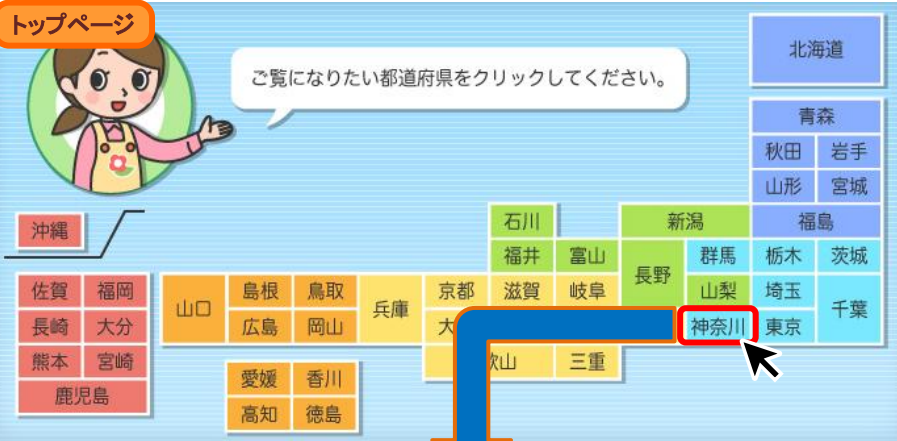
有料老人ホームに関する介護サービス情報公表システムでの情報公表について

- 厚生労働省が運営する「介護サービス情報公表システム」に有料老人ホーム情報を掲載・検索できる機能を設けているが、検索できる住宅型ホームは令和8年4月1日現在で9,330件にとどまっている。今年度、利用者ニーズに合った条件検索ができるよう検索機能強化の予定。

■介護サービス情報公表システム(H18年度～)

トップページ

ご覧になりたい都道府県をクリックしてください。



検索したい事業所、サービス等を選択



介護事業所を検索する

「介護付きホーム」を検索したい場合



地域包括支援センター
を検索する



住まい（サービス付き
高齢者向け住宅）
を検索する



生活支援等サービス
を検索する



有料老人ホーム
を検索する

「住宅型有料老人ホーム」を検索したい場合

検索したい自治体を選択

や行

☐ 山北町(0) ☐ 大和市(9) ☐ 湯河原町(0) ☐ 横須賀市(0) ☒ 横浜市(182)

検索する

対象自治体のホーム一覧

検索結果(有料老人ホーム検索)

対象事業所数：182件の該当があります



SOMPOケア ラヴィール横浜弥生台

所在地 〒245-0009 神奈川県横浜市泉区新橋町 SOMPOケア ラヴィール横浜弥生台

2026年05月12日11:06 公表

SOMPOケア ラヴィール横浜弥生台

概要

サービス内容

職員体制

利用料金、入居
状況

苦情事故窓口、
事前情報開示等

別添1

別添2

1. 事業主体概要

種類	法人
	※法人の場合、その種類
名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしゃ SOMPOケア株式会社
法人番号	法人番号有無 あり なし 法人番号 1260001015656

事業者による登録にあわせ、登録情報を公開するとともに、状況把握や生活相談サービス等住宅の運営に関する情報についても公開し、居住者のニーズにあった住まいの選択を支援

■ サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (H23年度～)

都道府県から サービス付き高齢者向け住宅を探す

都道府県をクリックしてください。

都道府県	登録件数	登録戸数						
北海道・東北	北海道 [61/533]	青森県 [3/109]	岩手県 [0/88]	宮城県 [4/137]	秋田県 [3/75]	山形県 [6/63]	福島県 [6/122]	
関東	茨城県 [10/210]	栃木県 [15/186]	群馬県 [10/161]	埼玉県 [39/476]	千葉県 [30/393]	東京都 [12/372]	神奈川県 [5/77]	山梨県 [2/182]

総登録件数 8,326 総登録戸数 289,893

都道府県ごとの物件一覧

クリックすると

サービス付き高齢者向け住宅
銀木屋<西新井大師>

費用 [入居時] 0万円
[月 額] 11.9万円 ~ 19.4万円

住戸面積 18.21 ~ 28.52㎡

住所 東京都足立区栗原4-13-15

交通 東武大塚線 大師前駅 徒歩10分

開設年月 2015年2月 2015年入居開始済み

電話番号 株式会社シルバークエスト 047-304-4003

サービス付き高齢者向け住宅
リリアパワーズレジデンス 西新井
東京都足立区

費用 [入居時] 14.2万円 ~ 19万円
[月 額] 11.8万円 ~ 14.2万円

クリックすると

サービス付き高齢者向け住宅
銀木屋<西新井大師>

各物件の詳細情報ページ

● 入居時費用 (お一人でご入居の場合)

前払い金: - 敷金: 0万円	前払い金: - 敷金: 0万円
--------------------	--------------------

● 月額費用 (お一人でご入居の場合) ※1

賃料: 5.1万円 共益費: 2.4万円 生活支援サービス費: 4.4万円	賃料: 10.7万円 共益費: 4.3万円 生活支援サービス費: 4.4万円
---	--

※水道・光熱費については共益費に含む (建物全体の維持管理費から事務所で使用する分を控除した額を、全住戸で除して按分した額)

要介護3以上 40%以上 自立~要介護5 駅近 看取り実績有

※運営情報での判定のため登録情報の内容と異なる場合があります。

所在地 東京都足立区栗原4-13-15

お問合せ 株式会社シルバークエスト 047-304-4003
https://www.ginmokusei.net/

交通 電 車: 東武大塚線 大師前駅 徒歩 10 分

運営事業者 株式会社シルバークエスト

住戸戸数/築年数 48戸/築11年

開設年月 2015年 4月

住戸面積 18.21㎡ ~ 28.52㎡

契約形態 賃貸借契約

基本情報 入居者情報 生活支援サービス 建物の特徴 介護・医療サービスの利用状況等

事業者の入力に基づき公開された、下記項目を閲覧可

- 1 入居者情報
 - 入居者の要介護度・年代・男女別人数
- 2-1 生活支援共通サービス
 - 生活支援サービス費等に含まれる基本サービス(追加費用なし)
 - 状況把握、生活相談、緊急時対応
 - フロントサービス、短時間家事援助等
- 2-2 生活支援オプションサービス
 - 食事の提供(身体状況に応じた食事への対応の不可等)
 - サービス費用の発生する個別生活支援サービス(外出の介添え、家事援助、洗濯物の代行等)
- 3 建物の特徴
- 4 介護・医療サービスの利用状況等
 - 入居者と直近1年間の入退去者数
 - 認知症、看取りへの対応(注意)
 - 医療処置を必要としている入居者に対する対応や体制、特徴(注意)
 - 介護サービス利用者人数(注意)
- 5 事業所の運営方針を示す項目
 - 高齢者の運営方針、入居者の権利擁護、研修実施体制等

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 都道府県及び事業者の事務負担に鑑み一定の経過措置を設けることとされている。
- 有料老人ホームに該当するサ高住や特定施設の指定を受けた「介護付き」有料老人ホームについて、サ高住の登録内容や特定施設の指定申請事項と、有料老人ホームについて新たに求められることとなる内容について、重複のないよう整理することが必要である。
- 入居希望者やその家族、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が活用しやすい有料老人ホームの情報公表システムが必要である。

論点

- 登録制への円滑な移行や事務負担の軽減の観点から、登録時の手続き等についてどのように考えるか。その際、既に一定の基準を満たすことについて行政の公証行為が行われている特定施設やサ高住が登録を受けるに当たっての簡素な事務手続き等についてどのように考えるか。
- 登録システムの構築に当たっては、自治体や事業者の事務負担に配慮し、サ高住情報提供システムと同様に、システム上で登録申請（届出）・審査・情報公表が完結する仕組みが考えられるのではないかと。その際、毎年の定期報告に基づき都道府県が公表している有料老人ホーム情報についても、同じ仕組みの活用が考えられるのではないかと。
- 情報公表システムに関して、現行の介護サービス情報公表システムを改修して、条件検索や視認性を高めるといった機能の充実を行うこととしてはどうか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表



(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（特定施設入居者生活介護について）

- 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、特定施設への移行のメリットを明確にする等により、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが考えられる。
- 自治体にとって移行促進のメリットが明確になるよう整理する必要がある。その際、管内の「住宅型」有料老人ホームに係る給付状況、移行による給付への影響などを簡便な方法で把握できるようにする必要がある。

■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

- 介護保険事業計画においては、ニーズに応じて適切に特定施設を含む各サービスの必要量を見込むことが重要である。そのため、入居者が必要とする介護サービスが特定施設と変わらない場合や、一定人数以上の中重度の要介護者を中心に受け入れる等の場合、人員や設備、運営体制について一定以上の体制が求められる特定施設への移行を促すことが必要である。
- また、第10期介護保険事業（支援）計画や老人福祉計画の策定に向けて、都道府県との連携により、高齢者住まいごとの基本情報（例えば定員数や実際の入居者数、特定施設の指定の有無等の情報の一覧）、入居者の要介護度別の人数や割合等の集計情報、高齢者住まいのマッピング等を、保険者たる市町村自身が把握・整理していく仕組みが必要である。このため、有料老人ホームにおける入居定員総数や要介護者の入居状況について、介護保険事業（支援）計画の記載事項を整理することが必要である。

介護保険事業（支援）計画の策定に当たって 確認すべき指標・状況

社会保障審議会
介護保険部会（第135回）

資料2 - 1

令和8年6月29日

- 第10期計画においても、サービス見込量の算定や2040年に向けた中長期的な推計の実施、保険料の算定が必要となる（第9期と同様）。
- 現行の基本指針では、計画の策定に当たって確認すべき指標は掲げていないが、都道府県、市町村及び地域の関係者が共通の課題認識を持つことに資するよう、基本指針に新たな別表を設け、確認すべき指標・状況を一覧として示すこととしてはどうか。

※第134回社会保障審議会介護保険部会（前回）資料からの変更箇所は青字

（下線は、見える化システムの改修等により、令和8年度以降、自治体において新たに把握が可能となる指標）

事項	確認すべき指標・状況	内容	（参考）把握方法 ※指針には記載しない
一 地勢と交通	地域特性、交通機関の状況、地理的状況、生活圏 等	特に訪問・通所困難地域がある場合は、当該地域へのアクセスや社会資源の状況等を確認すること。	各自治体で独自に把握
二 人口構造	年齢三分人口、高齢化率、世帯数（単身高齢・高齢夫婦のみ） 等	中長期の需要の傾向を把握するため、過年度及び中長期の推移等を確認すること。	見える化システム （新）人口メッシュ
三 人口動態	出生数、死亡数、健康寿命 等	認定率の推計や医療介護連携に資するため、死亡場所別の死亡数等について、過年度の推移等を確認すること。	見える化システム、人口動態統計
四 認定者数の状況	要介護認定者数、要介護認定率 等	サービス見込量の推計等に資するため、要介護度別の要介護認定者数、年齢調整後の要介護認定率等について、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム
五 介護サービス等の利用状況	受給者数、受給率、自市町村内の事業所によるサービス提供割合、1人あたり費用額・算定回数、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR（standardized claim-data ratio、性・年齢調整済みレセプト出現比）） 等	介護サービスの利用状況や傾向等の把握に資するため、サービス別の受給率、1人あたり費用額、介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）等について、過年度の推移や直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）自市町村内の事業所によるサービス提供割合 介護サービスの提供状況の地域差を示す指標（介護SCR）
六 介護サービス見込量（計推）	介護サービス見込量、地域支援事業見込量、家族の就業の状況・意向 等	PDCAサイクルに沿った計画作成に資するため、サービス別の見込量について、家族等の就労継続や負担軽減の必要性等も踏まえ、過年度の推移及び計画と実績の乖離等を確認すること。	見える化システム、在宅介護実態調査
七 介護保険施設・事業所の状況	介護保険施設・事業所数、利用者数、入所率、稼働率、従事者数 等	サービス提供体制の現状や過不足を把握するため、1人あたり施設・事業所数や事業所別の入所率等を確認すること。	見える化システム （新）入所率、職員数推移
八 高齢者向け住まいの状況	有料老人ホーム等の施設数・戸数、入居者数、定員、要介護者等である入居者の状況 等	サービス見込量の推計等に資するため、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの設置状況及び入居者の状況（65歳以上高齢者数、認定者数、介護サービス受給者数等）を確認すること。	適正化システムの改修（新） （新）高齢者向け住まいに入居する被保険者の要介護度等、介護サービス利用状況
九 地域支援事業（日常生活支援・総合事業等）の状況	多様なサービス・活動の数・参加者数、通いの場の数・参加者数、地域包括支援センターにおける相談体制の状況、インセンティブ交付金における評価等	多様なサービス・活動の数や参加者数、通いの場の数や参加者数、地域包括支援センターにおける相談等の件数や居宅介護支援事業所との連携状況、インセンティブ交付金における評価等について、過年度及び直近の状況を確認すること。	介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査（多様なサービス・活動、通いの場等）、地域包括支援センター運営状況調査
十 医療介護連携の状況	医療介護連携に関する加算の算定状況 等	医療介護連携の取組状況を把握するため、管内事業所の医療介護連携に関する各種加算の算定実績について、過年度及び直近の状況等を確認すること。	見える化システム （新）レーダーチャート
十一 認知症の人の数及び関連施策の状況	自治体内の認知症の人の数や推計値、認知症疾患医療センター、認知症サポート医等の機能や利用者数、ピアサポート活動や就労等の社会参加の機会、場の数・利用者数 等	地域における認知症の人の数や推計値を算出し、その上で認知症疾患医療センターは始めとする地域の医療資源の機能や利用者等を確認すること。また、認知症カフェや本人ミティング、ピアサポート活動、就労といった社会参加の機会、場について、地域においてどのようなものがあるか、どれくらい活用されているかを確認する。	各自治体で把握（疾患医療センター、サポート医等の地域の医療資源、及び認知症カフェ等の社会参加の機会や場）

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護等のサービスが包括的に提供される前提となる高齢者の住まいの確保は重要であり、自治体における介護保険事業計画において、高齢者住まいの位置づけを整理することが必要。
- 社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の介護保険法では、市町村が定める介護保険事業計画において、有料老人ホームの入居定員総数について、現行では任意記載事項であるが、新たに勘案しなければならない事項として、介護サービスの必要量を見込む際の位置づけを強化をすることとしている。
- また、第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針の見直しに向けた議論においても、市町村が介護保険事業計画を策定するに当たって調和を図るべき計画として、立地適正化計画を明記することを検討しており、まちづくりと連動した形で将来介護サービスの確保を図る等の取組が想定される。

論点

- 自治体においては、特定施設の指定を受けていない有料老人ホームやサ高住について、入居定員総数等を総合的に勘案し、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの位置づけを明確にしたうえで、必要に応じて、特定施設への移行について議論することが考えられるのではないかと。
- 介護分野とまちづくりの分野の連携が一層図られる中で、有料老人ホームについても、今般の登録制の導入を契機に、まちづくりと連動した形で健全な発展を図っていくことが考えられるのではないかと。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（有料老人ホームにおける安全性及びサービスの質の確保について）

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制の導入を検討する必要がある。
- この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全確保や人権尊重、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者、認知症の方などを入居対象とする有料老人ホームとすることが考えられる。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや軽度の高齢者のみが入居しているが、中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化するとともに、入居者の状態に応じた基準を設ける枠組みとすることも考えられる。

（有料老人ホームの定義について）

- 例えば、介護事業者が入居者に対して介護食等を提供している場合には「食事の提供」を行っているとは判断すべきだが、他方で、自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないことを明確化する必要がある。

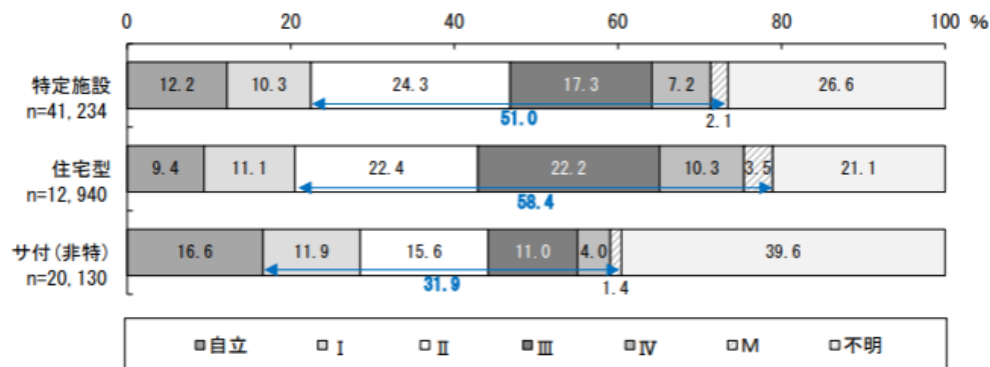
■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

- 安全性の確保やサービスの適切な選択の確保の必要性の観点から、一定の有料老人ホームについては、行政の関与により入居者保護を強化すべく、登録制といった事前規制を導入することが適当である。この事前規制の対象は、入居する要介護者等の安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者等を入居対象とする有料老人ホームとすることが適当である。また、実態としてこれらの者が入居している有料老人ホームや、軽度の高齢者のみが入居しているが中重度以上になっても住み続けられるとしている有料老人ホームについても、対象とすることが考えられる。その際、全ての有料老人ホームにおいて入居者の尊厳や安全性等の確保が求められる旨を明確化する必要がある。なお、入居者の尊厳の保持や適切な処遇の確保は全ての有料老人ホームに求められるものであり、全ての有料老人ホームを事前規制の対象にすべきとの意見があった。

有料老人ホームにおける認知症高齢者の入居状況

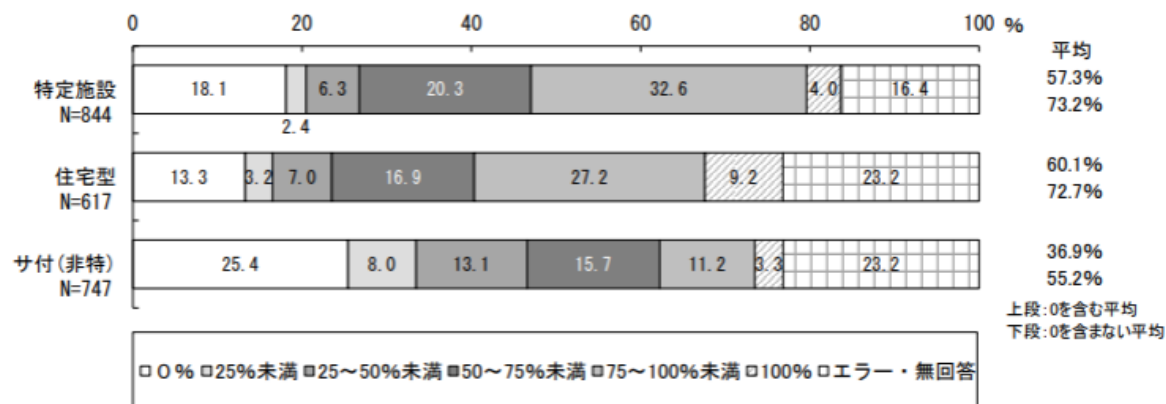
- 住宅型について、「Ⅱ」の割合が最も多く 22.4%、次いで「Ⅲ」が 22.2%を占め、「Ⅱ」以上の割合は 58.4%であった。サ付（非特定）では、「自立」の割合が最も多く 16.6%を占めるが、次いで「Ⅱ」が 15.6%を占めている。
- 認知症の程度がⅡ～Mの入居者の割合は、特定施設、住宅型では「75～100%未満」が最も多く、それぞれ 32.6%、27.2%となっており、サ付（非特定）では「0%」が最も多く 25.4%となっている。

図表 86 認知症の程度別入居者数(人数積み上げ)



注) 上記グラフの矢印部分の割合が各カテゴリの合計値と一部一致していないのは、小数点第二位を四捨五入していることによる

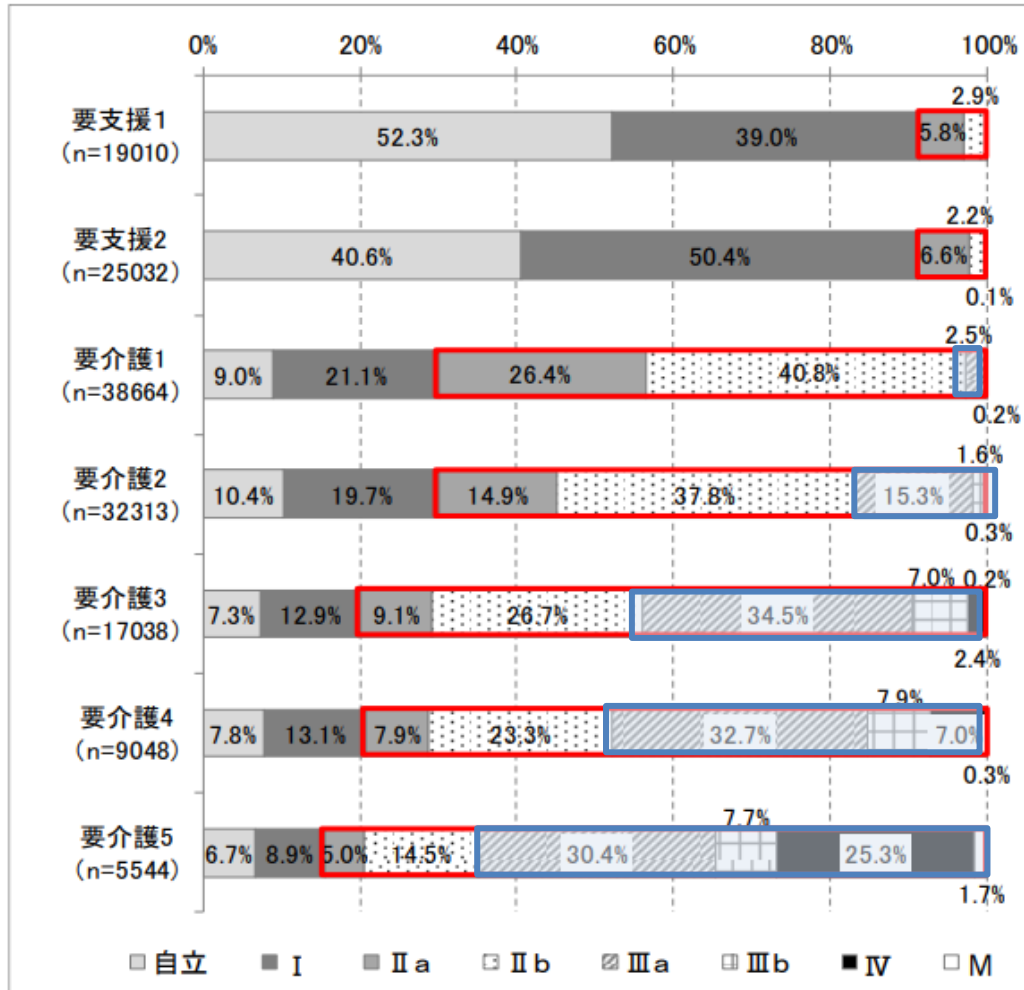
図表 87 認知症の程度がⅡ～Mの入居者の割合



認知症（日常生活自立度）と要介護度の関係

- 要介護度別の高齢者の日常生活自立度をみると、Ⅲ以上の割合は、要介護1で2.7%、要介護2で17.2%、要介護3で44.1%、要介護4で47.9%、要介護5で65.1%であった。要介護2以下と比べ、要介護3以上になると、日常生活自立度Ⅲ以上が占める割合が増加し、半数近くを占めるようになる。

図表 III-64 人口規模別・短期系サービスの利用回数（単身世帯・要介護3以上）



○認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

医療が必要な方についての検討の視点

○特定施設（介護付きホーム）における「入居継続支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）」の算定要件

【算定要件】（１）又は（２）のいずれかに適合し、かつ、（３）及び（４）のいずれにも適合すること。

（１）①～⑤を必要とする入居者が
15%以上（※）であること。

①口腔内の喀痰吸引

②鼻腔内の喀痰吸引

③気管カニューレ内部の喀痰吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

⑤経鼻経管栄養

（２）①～⑤を必要とする入居者と⑥～⑧に
該当する入居者の割合が**15%以上（※）**で
あり、かつ、常勤の看護師を１名以上配置
し、看護に係る責任者を定めていること。

⑥尿道カテーテル留置を実施している状態

⑦在宅酸素療法を実施している状態

⑧インスリン注射を実施している状態

（３）介護福祉士の数が、常勤換算方法で、
入居者の数が６又はその端数を増すごと
に１以上であること。

（４）人員基準欠如に該当していないこと。

※入居継続支援加算（Ⅱ）においては、
5%以上15%未満であること。

○介護医療院（要介護者の長期療養・生活施設）の基本報酬の算定要件

	I 型	II 型
主な利用者像	重篤な身体疾患を有する者 および身体合併症を有する認知症高齢者 等	左記と比べて、容体は比較的安定した者
算定要件	- 入所者等のうち、重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者（認知症であって、悪性腫瘍と診断された者、パーキンソン病関連疾患等と診断された者、認知症の日常生活自立度Ⅲb以上）の占める割合が50%以上。 - 入所者等のうち、喀痰吸引、経管栄養又はインスリン注射が実施された者の占める割合が50%（注１）以上。 - 入所者等のうち、次のいずれにも適合する者の占める割合が10%（注２）以上。 ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ②入所者等又はその家族等の同意を得て、入所者等のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 ③医師、看護職員、介護職員等が共同して、入所者等の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアが行われていること。 - 施設サービス計画の作成にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、対応していること。 - 生活機能を維持改善するリハビリテーションを行っていること。 - 地域に貢献する活動を行っていること。	- 下記のいずれかを満たすこと ①喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者の占める割合が15%以上 ②著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患が見られ専門医療を必要とする認知症高齢者（認知症の日常生活自立度M）の占める割合が20%以上 ③著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ専門医療を必要とする認知症高齢者（認知症の日常生活自立度Ⅳ以上）の占める割合が25%以上 - ターミナルケアを行う体制があること - 施設サービス計画の作成にあたり、入所者の意思を尊重した医療及びケアが実施できるよう、対応していること。

（注１） I 型介護医療院（Ⅱ）（Ⅲ）では**30%**

（注２） I 型介護医療院（Ⅱ）（Ⅲ）では**5%**

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 登録制の対象は、入居する要介護者等の安全の確保や、認知症や医療ニーズへの対応の必要性が高いことを踏まえ、中重度の要介護者や、医療ケアを要する要介護者等を入居対象とする有料老人ホームとすることが適當。
- このほか、有料老人ホームの定義に関し、「食事の提供」について明確化する必要がある。

論点

- 登録制の対象は入居要件で判断するため、現に中重度の要介護者が入居していなくても、中重度になっても住み続けられるホームについても登録対象となることから、既存のホームのうち大半が登録制の対象になる。他方、中重度ではない要介護者であって、一定の認知症や医療ニーズを有し、中重度の要介護者に類すると考えられる方（複合的ニーズを有する方、難病の方等）を入居対象にするホームについても、登録制の対象とすることが考えられるのではないか。
- 自立の入居者が各個室のキッチンで自ら食事を作り、また、必要に応じて自らの意思で選択して併設の食堂を利用している等の場合には、「食事の提供」を行っているとは判断されないこととすることで差し支えないか。

1 登録基準等について

(1) 登録基準

(2) 届出ホームが遵守すべき事項

2 登録事務について

(1) 自治体や事業者の事務手続き及び情報公表

(2) 介護保険事業計画における高齢者住まいの位置づけ

3 登録制の対象となるホームの範囲について

4 入居者紹介事業者の優良認定制度について

これまでのご意見等

■有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会とりまとめ（令和7年11月5日）（抄）

（入居者紹介事業の透明性や質の確保）

- 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針に則り適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できる仕組みが必要である。
- このため、現行の紹介事業者届出公表制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みの創設が有効である。
- 紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されていることから、こうした仕組みのなかで、紹介事業者が、利用者に対して自らの立場を明確に説明したうえで、中立的な立場から、正確な情報に基づき入居希望者の希望に合った有料老人ホームを紹介すること、成約時に有料老人ホーム側から紹介手数料を受領すること、紹介手数料の算定方法等を、入居希望者に対し事前に書面で明示するといった対応が必要である。
- 紹介手数料の設定については、賃貸住宅の仲介を参考に、例えば月当たりの家賃・管理費等の居住費用をベースに算定することが適切である。

■介護保険制度の見直しに関する意見（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）（抄）

- 高齢者やその家族、自治体、医療機関、地域包括支援センター、介護支援専門員（ケアマネジャー）、医療ソーシャルワーカー等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針にのっとり適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できるよう、同制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みを創設することが適当である。

■老人福祉法（昭和38年法律第133号）（抄）（改正後）

（協会の業務）

第三十一条の二 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～四 （略）

五 有料老人ホームの設置者による有料老人ホーム入居情報提供事業者(有料老人ホームへの入居を希望する者及びその家族等又は有料老人ホームの設置者から、有料老人ホーム又は有料老人ホームへの入居を希望する者に関する情報の提供の求めを受け、これらの者に対して当該情報を提供する事業を行う者をいう。)の適正な利用の確保に関する調査及び研究

六 有料老人ホームの入居者の利益の保護に関する情報の収集、整理及び提供

七 （略）

2・3 （略）

有料老人ホームの入居者紹介事業について

■ 入居者紹介事業者の役割

- 有料老人ホームの入居者紹介事業者は、高齢者本人を希望する高齢者住まいへ結びつける役割を果たすとともに、有料老人ホーム事業者にとって、入居者募集業務を代行する役割を担っている。
- 入居者紹介事業者には、高齢者に対する意思決定支援・権利擁護の機能を持つことが期待されている。

■ 高齢者住まい事業者届出公表制度の概要（高住連） ※令和8年6月10日現在 841件

高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度

01. 本制度に同意し、届出された紹介事業者は、[紹介事業者一覧](#)に掲載されています。
02. 本制度に関してよくある質問をまとめているので、[こちら](#)をご覧ください。
03. [厚生労働省から発出された通知等](#)をご覧ください。高齢者向け住まい紹介事業者検討委員会※、および行政当局（厚生労働省老健局高齢者支援課）とも協議のうえ、本制度に届出いただくにあたっての2025年1月以降の遵守項目を改定しています。
※ [高住連幹事会](#)下に設置され業界団体、介護事業者、紹介事業者が一同に会し紹介事業の在り方を検討する組織
04. 2024年11月、12月に実施した、ホーム運営事業者様向け、紹介事業者様向けアンケート結果集計 [はこちら](#)

紹介事業者届出公表制度に関するお問い合わせ先

※ お問い合わせ先は、紹介事業者届出公表制度に関する事項を対象としております。
紹介事業の運営に関するご相談は受け付けておりません。

高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目5番15号 外神田Kビル4階
公益社団法人全国有料老人ホーム協会内

TEL: 03-5296-9730（平日9:30～17:30 土日祝日・年末年始休み）
E-mail: info@koujuren.jp
URL: <https://koujuren.jp>

01. 目的

本制度は、入居検討者やその家族、ケアマネジャーや医療機関にとって、高齢者向け住まいの相談先の参考となるよう、高齢者向け住まい紹介事業を行う事業者（紹介事業者）の一覧を公表するとともに、紹介事業者の相談・紹介の質を高めることを目的とします。

02. 届出公表制度

紹介事業者は、高齢者住まい事業者団体連合会（高住連）に04に規定する項目について届出（毎年更新）をします。届出事項に変更があった場合には、変更事項を通知します。

高住連は、届出があった紹介事業者を公表するとともに、構成団体、その会員および厚生労働省に報告します。なお、03に規定する項目が遵守されない場合、届出項目に虚偽が判明した場合、高住連は公表を取り消す場合があります。

本制度に関してよくある質問をまとめているので、[こちら](#)もご確認ください。

03. 届出にあたっての遵守項目

紹介事業者は行動指針と遵守項目に同意の上、届出してください。

04. 公表項目

紹介事業者は、高住連に対し次の項目を連絡し、高住連は、これらの項目を公表します。

法人・事業所情報

01 法人名称 02 運営上の呼称 03 代表者名 04 住所 05 電話番号 06 FAX番号 07 総相談員数 08 HPアドレス
09 紹介事業開始年月日 10 契約法人数 11 契約ホーム数 12 相談拠点総数 13 紹介可能エリア 14 中心となる相談方法

05. 研修

高住連及びその構成団体は、紹介事業者に対して、高齢者向け住まいの理解が深まるよう、研修等の機会を提供します。紹介事業者は、当該研修等を受けるよう努めてください。

06. 紹介事業の在り方の研究

高住連は、その構成団体及び届出があった紹介事業者とともに、高齢者向け住まい紹介事業の在り方について継続的に研究を行い、本制度を見直します。

07. 運営

本制度は、高住連が運営します。運営に当たっては、厚生労働省、高住連の構成団体及び届出があった紹介事業者等の意見を聞きます。

08. 届出方法

新規の届出は[こちら](#)よりお手続きください。

更新は、毎年8月1日より、[マイページ](#)からお手続きください。

届出公表期間は、毎年10月から9月末までを一年間とします。

入金確認後に、HPへ掲載されます。お支払いいただけない場合は公表いたしません。

※ 本制度についての「よくある質問」をまとめているので、[こちら](#)もご確認ください。

※ 掲載・届出内容に変更がある場合は、内容をinfo@koujuren.jpまでお送りください。

09. 届出（更新）費用

届出（更新）費用は1万円です。

年度途中（毎年10月から9月末までを一年間とする）の届出でも費用は同額となります。

また、紹介事業の廃止などにより、届出を取り下げる場合でも返金はありません。

有料老人ホーム入居者紹介事業「優良事業者認定制度」の検討について（令和8年度）

- 入居者紹介事業の優良事業者認定制度の創設に向け、令和7年度補正予算を活用した委託事業による調査研究事業を実施。
- 公益代表、住まい事業者、紹介事業者の3者で構成する協議の場において、利用者である入居希望者やその家族の視点に立った方々の参画を得ながら、透明性の高い仕組みの構築に向けて検討を進める。（調査研究の実施主体（一社）シルバーサービス振興会）

優良事業者認定制度の趣旨・目的

入居希望者やその家族、医療機関、ケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が、適切に事業を運営している入居者紹介事業者を確実に確認・選択できるようにすることで、**入居者紹介事業の透明性及び質の確保**を図る。

公益社団法人有料老人ホーム協会

（老人福祉法に基づく法定法人※）

優良紹介事業者認定制度 運営部門

三者で構成する協議会

住まい事業者

- ・（一社）高齢者住宅協会
- ・（一社）介護付きホーム協会

公益代表

- ・ 紹介事業の実情に精通する学識経験者
- ・ 消費者代表

紹介事業者

- ・ 対面型
- ・ WEB型
- ・ 兼用型

- ・ 公益代表、及び事業形態を踏まえた住まい事業者・入居者紹介事業者が参画
- ・ 消費者保護の観点から利用者の視点に立ち、公平・公正な場でルール等を検討

※老人福祉法上、

- ・ 有料老人ホームの入居者保護と健全な発展に資することを目的として設立。
- ・ 会員たる有料老人ホームに対する指導や勧告の権限を有する。
- ・ 厚生労働大臣の監督に属し、協力義務を有する。

協議会の機能：

認定制度の枠組み・ルールづくり

■令和8年度の検討事項

- ・ 認定基準・運用に係る調査
- ・ 優良事業者の認定基準作成
- ・ 認定制度の運用方法
- ・ 認定制度の周知広報

議論の前提となる考え方及び論点

議論の前提となる考え方

- 高齢者やその家族等が、事業者団体が実施している現行の紹介事業者届出公表制度における行動指針にのっとり適切に事業を運営している紹介事業者を、確実に確認・選択できるよう、同制度を前提に、公益社団法人等が一定の基準を満たした事業者を優良事業者として認定する仕組みを創設することが適当である。
- 制度の設計及び運用にあたっては、高齢者及びその家族、施設運営事業者、紹介事業者等の幅広い関係者に加え、利用者の立場に立った有識者の意見が反映される検討プロセスを確保するとともに、認定基準及び手数料に関するルール等の策定・運用状況について、不当な競争制限とならないよう制度の公平性及び透明性を確保することが求められている。

論点

- 優良認定制度の具体的な制度設計については、透明性が高い中立・公正な仕組みとするために、有料老人ホーム事業者、入居者紹介事業者、有識者等公益代表による三者協議の場において検討を進めることとしてはどうか。